議事要旨(1) ASAF対応専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、審議の概要について説明がなされた。その後、大雄専門研究員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

開示に関する取組み IASB 公開草案「IAS 第 7 号の修正案」の概要説明

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 44A 項の修正提案について、一部の財務諸表利用者にヒアリングした結果、提案されている債務の調整表は用途が限定的である可能性はあるものの、当該情報が開示されることは望ましいという意見が多かった。
  - IAS 第 7 号の第 50A 項の追加提案に対するコメントに関しては、現金及び現金同等物の使用制限に関する情報は与信を判断する上で重要になるケースがあり、一律に不要と判断することはできない。このため、利用者のニーズが必ずしも明確ではないとは言い切れないため、コメント案について再検討が必要と考える。

  これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - 当該指摘を踏まえて、修正したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - コメントの方向性に違和感はないが、IAS 第 7 号の第 50A 項の追加提案に関して、IAS 第 7 号の第 48 項において類似した開示要求が存在するにも関わらず、なぜ第 50A 項が追加的に必要なのか。
  - 開示要求の修正又は追加に関する提案に反対するとすれば、経過措置及び発効日について支持することは不適切でないか。

  これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - IAS 第 7 号の第 50A 項の追加提案は、利用者から IAS 第 7 号の第 48 項において要求されている開示を補完する開示への要望があったことを踏まえたものである。
  - 経過措置及び発効日に対するコメントについては、ご指摘を踏まえて、コメントレター案に反映したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 44A 項の修正提案（企業の財務活動に関する期首と期末の調整表）は、世界作成者フォーラム（GPF）及び資本市場諮

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

問委員会(CMAC)において支持されたと公開草案では説明されている一方、ASAF 専門委員会で、企業財務報告利用者フォーラム(CRUF)から今回の提案では利用価値は高くないという見解が聞かれたほか、GPF や CMAC 会議においてはこれと必ずしも整合しない発言がされたことを示唆する発言があったようであるが、如何か。

これに対して、オブザーバーより、次のコメントがあった。

- 前者は IASB の公開草案で説明されているコメントである一方、後者は、日本の CRUF メンバーの会合で示された見解や日本から参加しているメンバーが GPF と CMAC の合同会議に参加した際の会議での印象を述べたものであり、発言者が異なる。
- CRUF において、調整表を強く要望しているのは英国の利用者であり、英国会計基準において純債務の調整が求められており IFRS でも同様の情報開示を要望している。しかし、今回の提案内容は、当初想定されていたものと異なっているのではないかというのが日本の関係者の感想である。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - ［審議事項(1)］の第 14 項(2)のコメントは、IAS 第 7 号の第 44A 項に対するコメントか、あるいは IAS 第 7 号の第 50A 項に対するコメントも含んだ全体に対するコメントかについて確認したい。
  - ［審議事項(1)］の第 14 項(1)に「財務諸表利用者が要望してきた情報ニーズを必ずしも満たしていないとの指摘も聞かれる。」との記載がある。コメントを作成する過程では代替的な方法を提案できるのが望ましいが、それが難しい場合、少なくとも、趣旨を明確化するように記載を追加した方が良いのではないか。
  - IAS 第 7 号の第 50A 項については、IAS 第 7 号の第 48 項で開示要求事項が設けられているにも関わらず、補完的に第 50A 項として要求事項を設ける趣旨が明確でないと考えている。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IAS 第 7 号の第 44A 項と第 50A 項の両方に対するコメントであり、いただいたご指摘を踏まえて、コメントレターに反映したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - IAS 第 7 号の第 50A 項の提案は、企業の流動性の理解に関連性がある場合に開示が要求されるものであり、作成者の追加的な負担がどの程度か明確ではないこと等から、第 44 項の提案と同様に開示原則の一環として検討すべきと主張する根拠が明確ではないと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- IAS 第 7 号の第 50A 項の提案について、開示原則の一環として全体的に検討すべきか、限定的に修正を行うべきか議論のあるところであるが、ASAF 専門委員会において開示原則の一環として全体的に検討すべきとのコメントが示されたことから、現状、それに沿ったコメントの方向性案としている。但し、利用者から、本提案について情報ニーズが強いといった意見や喫緊に検討すべきという意見が聞かれるようであれば、早急に対応すべきとのコメントになると考える。

▪ ある委員より、次のコメントがあった。
  - IAS 第 7 号の 50A 項の提案は、必ずしも緊急性があるものではないが、IAS 第 7 号 48 項は利用できない現金及び現金同等物の残高を開示する規定である一方、第 50A 項は現金及び現金同等物を使用する意思決定に影響を与える制約を開示する規定であり、両者が完全に一致するものでないほか、重要なキャッシュ・フローに関する情報は非財務情報として経営者の説明により開示されていることも多いことから、利用者のニーズが明確ではないとは言えないのではないか。

▪ ある委員より、次のコメントがあった。
  - 「債務」について合意された定義を見出すことが困難と判断されたという説明があったが、IAS 第 7 号の第 6 項の財務活動の定義を使用して、ある程度の開示の改善を図るより、「債務」について合意しうるレベルの定義を見出した上で、債務に関する情報を非財務情報として開示する方がより開示の改善を図れるのではないか。

  これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - 「債務」の定義については、これに退職給付債務を含めるべきか等の論点があり、これによって財務制限条項に大きな影響を与え得ることから直ちに合意を得ることが困難と判断された。また、非財務情報は IASB が開示を要求できるものではないため、仮に IASB として利用者のニーズに応えようとする場合、財務諸表作成のための基準である IFRS において規定を定めざるを得ないと考えられる。

▪ ある委員より、次のコメントがあった。
  - 本公開草案は、利用者からの要望により開始しているため、提案に反対するのであれば、開示原則プロジェクトの一環として検討されるべきというよりも、利用者の要望が検討に値するものであるかについて説得的に主張する必要があるのではないか。
  - 英国を中心とした利用者が調整表を要望しているという説明があったが、IFRS において一部の国の関係者しか要望していない情報を追加で開示することに違和感があり、わが国の財務諸表利用者の情報ニーズを満たしていないのであれば、その旨

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

を明確に伝えるべきではないか。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。